

この説明書は、ご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項をまとめたものであり、ご契約前に必ずお読みいただいた上でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。また、本説明書では「契約の概要」および「注意喚起情報」をご説明しておりますので、詳しくは約款等も併せてお読みいただき、ご不明な点がございましたら、当組合または取扱代理所までお問い合わせください。

ご契約者以外に所得補償共済をご利用いただく方（被共済者）にもここに記載されている事項をお伝えください。

契約概要のご説明

1. ご契約内容について

・ 補償内容

被共済者が日本国内または国外において傷害または疾病を被り、その直接の結果として、働けなくなった場合において、ご契約者が被る損害について補償します。

2. 共済期間

この共済の共済期間は、共済期間の初日の午後5時^(※)に始まり、末日の午後5時までの1年間です。

（注）共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

3. 更新継続

共済の更新は、共済期間満了の30日前までに、共済契約者に対して更新に関する内容を通知し、更新前の契約条件にて自動更新されます。

ただし、次の場合は更新されません。

- ・ 共済契約者から、共済契約満了日の14日前までに、「共済契約を更新しない」旨を当組合に通知した場合。
- ・ 更新時の被共済者の年齢が、契約取扱規定による引受契約年齢の範囲を超える場合。
- ・ 契約取扱規定により、更新時に共済契約の種類または共済金額の変更が必要な場合。

4. 共済掛金の払込方法

共済掛金の払込みについては、ご契約と同時に全額を現金で払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。また、口座振替で払い込む方法がありますので、お客様のご希望にあった払込方法をお選びください。詳しくはお問い合わせください。

分割払の場合、払込期限は共済期間の始期応答日の属する月の末日までとし、期限までに払込みのないときは、共済契約は失効となります。

注意喚起情報のご説明

1. クーリングオフ（契約申込の撤回等）制度

当組合の生命傷害共済は、共済期間が1年を超えるご契約は出来ませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約に際しての注意事項

共済契約者または被共済者はご契約に際し、当組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している損害については共済金をお支払いできないことがあります。

※ 本共済では申込書等に★または☆印が付された項目が告知事項となります。

(2) 申込口数のご確認

お申し込みできる口数は、1人につき、最高20口までが限度となっております。

ただし、被共済者の平均月間所得額が限度となりますので、申込口数は平均月間所得額を超えない範囲でお申し込みください。平均月間所得額を超えて申し込まれた場合は、口数は無効となり、共済金は支払われません。

なお、危険度の高い職種に従事されている方（例えば高所作業者）については申込口数の引受けを制限させていただきますのでご注意ください。

(3) ご契約後の留意事項

① ご契約者はご契約の締結後に、告知事項のうちの一部に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご契約後に次のような変更等をされる場合、遅滞なくご通知ください。ご通知がない場合には、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。

※ 本共済では申込書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項となります。

- 平均月間所得額を変更するとき
- 会社を退職したとき
- 申し込まれた口数を変更するとき
- 上記のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

② ご契約者の住所などを変更される場合には、取扱代理所または当組合にご通知ください。ご通知いただかないと、ご契約、お支払に支障がでることがあります。

(4) 事故発生のご連絡

疾病・けがにより働けなくなった場合には、就業不能期間が開始した日からその日を含め 30 日以内に取扱代理所または当組合にご連絡ください。正当な理由がなく事故の通知が遅延したり、事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合には、共済金を減額してお支払する場合がありますのでご注意ください。

3. 共済責任の開始時期

(1) 共済責任は、共済期間の初日の午後 5 時^(注)に始まり、末日の午後 5 時に終わります。

(2) 共済掛金は、分割払または共済掛金口座振替特約をセットした場合を除いて、ご契約と同時に払い込みください。

(注) 共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

4. 共済金をお支払いできない主な場合

この共済では、次のような場合には共済金をお支払いできません。なお、免責事由の詳細は普通共済約款の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失によって被った身体障害。
- (2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為によって被った身体障害。
- (3) 被共済者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
- (4) 被共済者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害。
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動によって被った身体障害。
- (6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害。
- (7) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも医学的他覚症状のないもの。
- (8) 精神病、知的障害、アルコール依存症および薬物依存等の精神障害
- (9) 妊娠および出産 など

5. 共済契約の無効・取消し・失効

- (1) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、共済掛金は返還しません。
- (2) 共済契約締結の当時、被共済者の年齢が引受対象年齢の範囲外であった場合は、ご契約は無効となります。この場合は、共済掛金の全額を返還します。
- (3) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、共済掛金は返還しません。
- (4) ご契約後に、被共済者が死亡された場合または共済金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合、もしくは従事できなくなった場合は、ご契約は失効となります。この場合は、未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。

6. 重大事由による共済契約の解除

ご契約後に次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合、ご契約を解除することがあります。また、その場合、解除に事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中の損害に対しては共済金をお支払いできません。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当組合に共済金を支払わせることを目的として就業不能を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ② 被共済者または共済金を受け取るべき者が、共済金の請求に関し、詐欺があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ 上記①、②のほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、共済契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理所または当組合にご連絡ください。解約（解除）の条件によっては、当組合の定めるところにより共済掛金を返還させていただくことがあります。詳しくはお問い合わせください。

8. 個人情報の取扱いに関する事項

当組合は、共済契約申込書の項目にご記入いただく氏名・住所・電話番号・共済の対象などお預かりする個人情報

